

第 28 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 28 年 10 月 28 日（金）午後 2 時 00 分から午後 3 時 00 分まで

2 開催場所 幕別町役場 3 階会議室

3 出席委員（20 名）

会長	26 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	25 番	田邊	忠幸
委員	2 番	加藤	宏
	4 番	高橋	秀樹
	6 番	中島	孝
	7 番	大道	健實
	8 番	齊藤	一男
	10 番	渡邊	ひろ子
	12 番	鬼頭	良市
	13 番	白木	孝和
	14 番	深松	俊英
	15 番	宗廣	武夫
	16 番	国枝	隆幸
	17 番	千葉	茂喜
	18 番	森	勤子
	19 番	鯖戸	英明
	21 番	大澤	慶博
	22 番	高野	英一
	23 番	前川	厚司
	24 番	香西	浩志

4 欠席委員（5 名）

1 番	石川	雅洋
3 番	大野	和也
5 番	井田	留吉
11 番	菅野	能稔
20 番	尾藤	欣二

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第 1 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について

第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可について

第 3 号 農地等一時転用に係る復元状況の報告について

第 4 号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

第 1 号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

第 2 号 農用地の買入協議に係る要請について

第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5号 農地法第5条許可に係る事業計画の変更について

第6号 現況証明について

協議

第1号 幕別町に対する意見の提出について

6	事務局長	高橋 宏邦
	忠類支局長	川瀬 康彦
	農地振興係長	広田 瑞恵
	忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦
	農地振興係主任	南 敦朗
	農地振興係主事補	折笠 亜衣

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第28回農業委員会総会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名をいたします。議事録署名委員に、6番中島委員、7番大道委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議長	次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、1番石川委員、3番大野委員、5番井田委員、11番菅野委員、20番尾藤委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。
議長	次に報告第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第1号1番から10番を説明いたします。
事務局	報告第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告します。案件は議案書1ページから3ページの10件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第1号1番から10番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第1号1番から10番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第2号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたし

事務局	ます。事務局から報告第2号1番の説明をいたします。 報告第2号「農地法第5条の規定による許可について」農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告します。案件は議案書4ページの9月29日第27回総会で審議された1件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。なお記載のとおり条件を付し平成28年10月26日付で許可をしております。以上で報告を終わります。
議長	報告第2号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第2号1番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第3号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。事務局から報告第3号1番、2番の説明をいたします。
事務局	報告第3号「農地等一時転用の係る復元状況の報告について」農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について、農地として復元されていることを確認いたしましたので報告します。案件は議案書5ページの平成27年9月28日に許可をしておりました2件でございます。平成28年9月23日、10月11日付でそれぞれ完了報告を受理し、今月21日の現地調査で農地として復元されていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第3号1番、2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第3号1番、2番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第4号1番、2番の説明をいたします。
事務局	報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」。公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告します。案件は議案書6ページの今月21日に町公社が利用調整を行った2件であります。内容につきましては記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	報告第4号1番、2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第4号1番、2番については報告のとおり承認されました。

議長	次に議案第 1 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。議案第 1 号について事務局から説明いたします。
事務局	【議案第 1 号 1 番から 3 番について、議案書をもとに朗読】 根拠といたしましては、こちらの下に載っております参考欄をご覧くださいと思います。農業委員会等に関する法律第 17 条において、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない。ただし次の各号のいずれかに該当する市町村の農業委員会は、推進委員を委嘱しないことができる。という風に規定されています。その下の第 2 号アンダーラインを引いている部分、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られていること、その他の事情を考慮して政令で定める基準に該当する市町村においては委嘱しないことができるとされております。この政令で定める基準につきましては下にあります施行令第 7 条第 1 号第 2 号こちらの両方とも該当する市町村であれば委嘱しないことができるとされております。簡単にご説明申し上げますと、第 1 号につきましては遊休農地が町内の農地面積に対し 1 % 以下であること。第 2 号につきましては認定農業者が耕作の事業に供している農地の面積が本町の農地の面積に対して 70 % 以上であることとされております。別紙 1 と書いてあります農地利用最適化推進委員についての資料をご覧くださいと思います。こちらの下の方にあります枠内の本町の 28 年 3 月末末現在遊休農地は 0 %、担い手への農地集積率は 95 % となっておりますことから、その裏面になります今月の 17 日に以上の数値を持ちまして、最適化推進委員を委嘱しないことができる市町村として農林水産省で告示されております。幕別町におきましては下から 5 行目に告示されております。推進委員につきましては委嘱するかしないかにより農業委員の定数の上限が変わってくることから、本年 12 月議会定例会において定数条例の制定に当たり、その前段階として農業委員会で事前に総会において最適化推進委員を委嘱しないことの議決を求めるものでございますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
議長	議案第 1 号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号は原案のとおり農地利用最適化推進委員を委嘱しないことといたします。
議長	次に議案第 2 号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。議案第 2 号 1 番について事務局から説明いたします。

事務局	【議案第 1 号 1 番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は報告第 4 号の幕別町農業振興公社が行った利用調整の案件でございます。幕別町に対しまして、農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項に基づき要請をするものであります。よろしくご審議の程お願いいたします。
議長	議案第 2 号 1 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 1 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。次の議案第 3 号 1 番、2 番につきましては、前川委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。それでは、議案第 3 号 1 番、2 番について事務局から説明をいたします。 (23 番 前川委員退席)
事務局	【議案第 3 号 1 番、2 番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 1 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。
18 番	18 番ご説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 1 番、2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】

議長	異議なしとします。よって議案第3号1番、2番は原案のとおり可決されました。 (23番 前川委員着席)
議長	次に議案第3号3番から6番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号3番から6番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書2ページから3ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
18番	18番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号3番から6番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号3番から6番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第3号7番、8番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号7番、8番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書4ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
14番	14番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号7番、8番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号7番、8番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第3号9番から12番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号9番から12番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書5ページから6ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
18番	18番説明いたします。これらの案件は、今月21日に町公社が賃貸借料の変更に伴う利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号9番から12番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号9番から12番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第3号13番、14番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号13番、14番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書7ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進

法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2 番 2 番説明いたします。これらの案件は、後継者への経営移譲に伴う借り換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

18 番 13 番の期間の 1 年間は始期と終期が合わないのではないのでしょうか。28 年の 10 月 31 日から 29 年の 1 月 31 日ということは年が明けたらすぐに終わってしまうのではないですか。

議長 事務局説明をお願いします。

事務局 これは経営移譲に伴って借主の変更なので、前回の元の期間のまま来て、期間満了が来るその間だけ息子さんに代わるという事でこういう期間になります。

議長 最初の報告で合意解約、澤田孝さんと澤田チエ子さんの合意解約があったと思うのですが、報告第 1 号の 3 番、4 番ですね。

事務局 報告第 1 号の 3 番 4 番ですね、こちらで契約期間が 29 年 1 月 31 日までとなっております。元の期間の契約満了日となると思います。そこで終わったらまた更新するのか、新たに斡旋するのかという形かと思います。

議長 今の事務局の説明でご理解いただけますか。

15 番 議案のような記載をすると、他の新規や更新案件と同じと感じ、分かりづらいと思います。なので、他の案件と区別するように一言加えたらよろしいのではないのでしょうか。

事務局 表記の仕方がわかりにくいということですね。

議長 説明では理解していただいたでしょうか。

15 番 理解はいたしました。しかし、このまま他の案件と同じように記載されると期間が短くおかしいと感じます。

事務局 1 年間と書いてあるけど 3 か月くらいしかないですからね。注意書きのように、後継者への借り換えのため期間については、という風にわかりやすいように変更したいと思います。

議長 地区担当の説明の中に入れておけばわかりやすいですかね、表記はこうして、地区担当の説明の中で説明をしてもらえればいいのか。他に今の件について質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	なければ議案第3号13番14番は原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号13番、14番は原案のとおり可決されました。
	次に議案第3号15番、16番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号15番、16番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書8ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
7番	7番説明いたします。これらの案件は、今月20日に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号15番、16番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号15番、16番は原案のとおり可決されました。
議長	次の議案第3号17番、18番につきましては、白木委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。それでは、議案第3号17番、18番について事務局から説明をいたします。
	(13番 白木委員退席)
事務局	【議案第3号17番、18番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書 9 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

25 番 25 番説明いたします。これらの案件は、今月 20 日に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 17 番、18 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 3 号 17 番、18 番は原案のとおり可決されました。

(13 番 白木委員着席)

議長 次に議案第 3 号 19 番から 24 番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第 3 号 19 番から 24 番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書 10 ページから 12 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

25 番 25 番説明いたします。これらの案件は、今月 20 日に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 19 番から 24 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号19番から24番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第3号25番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号25番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書13ページ記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
8番	8番説明いたします。この案件は、本来地区担当委員は井田委員でございますが、総会欠席のため私から説明いたします。本件は今年21日に町公社が利用調整を行った案件であります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号25番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号25番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第4号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】 これらの案件は別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
6番	6番説明いたします。この案件は、今年21日に高橋委員、白木委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響はないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いい

たします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第4号2番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号2番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添条調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

25番

25番説明いたします。この案件は、今月21日に高橋委員、白木委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第4号2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第4号3番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号3番について議案書をもとに朗読】

内容につきましては農地法第3条調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
21 番	21 番ご説明いたします。この案件は、今月 21 日に高野委員、菅野委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 3 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 4 号 3 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 4 号 4 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 4 号 4 番について議案書をもとに朗読】 本件につきましては忠類地区における新規の農地所有適格法人設立に伴う農地の賃貸借案件であります。内容につきましては農地法第 3 条調査書 4 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
21 番	21 番説明いたします。この案件につきましては、農地所有適格法人設立に伴う農地の賃貸借であります。今月 21 日に高野委員、菅野委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	本件につきましては、農地部会を開催し協議していただいています。大道農地部会長より報告をお願いします。
農地部会長	農地部会から報告いたします。今月 17 日に、新規法人による農地の賃借のため農地部会を開催し、事業計画、内容の確認をいたしました。申請者は意欲的であり、農地所有適格法人の要件及び許可要件を満たしていることから、特に問題ないものとして協議を終えておりますのでご報告申し上げます。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第4号4番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第5号「農地法第5条許可に係る事業計画の変更について」を議題といたします。議案第5号1番、2番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号1番について議案書をもとに朗読】 本件につきましては、従業員住宅及びチーズ販売所の建設を目的に平成27年10月総会において審議され平成27年11月総会で許可をしたものでございます。当初の事業計画では、工事期間を平成28年10月31日までとじていましたが、許可を受けたのち速やかに建設に着手しようとしていたところ、長雨及び台風の影響により工事の進捗に遅れが生じまして、また災害復旧優先のために業者が現場に入れない時期が続いたことにより、予定期間内での事業完了が見込めなくなったことから、今回の事業計画変更承認申請に至ったものでございます。 【議案第5号2番について議案書をもとに朗読】 本件につきましては、哺乳舎建設及びロール置場としての転用を目的に平成28年5月総会において審議され平成28年6月総会で許可をしたものでございます。当初の事業計画では、工事期間を平成28年10月31日までとじていましたが、許可を受けたのち建設に着手しようとしていたところ、長雨及び台風の影響により工事の進捗に遅れが生じ、また災害復旧優先のために業者が現場に入れない時期が続いたことによりまして、予定期間内での事業完了が見込めなくなったことから、今回の事業計画変更承認申請に至ったものでございます。以上で議案の朗読と説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号1番、2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第5号1番、2番は原案のとおり可決されました。
議長	次の議案第5号3番につきましては、渡邊委員の事案が含まれておりますの

	で、農業委員会法第 24 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。それでは、議案第 5 号 3 番について事務局から説明をいたします。 (10 番 渡邊委員退席)
事務局	【議案第 5 号 3 番について議案書をもとに朗読】 本件につきましては、TMR センターの建設を目的に平成 28 年 5 月総会において審議され平成 28 年 7 月総会で許可をしたものでございます。当初の事業計画では、工事期間を平成 28 年 10 月 31 日までとしていましたが、許可を受けたのち建設に着手しようとしていたところ、長雨及び台風の影響により工事の進捗に遅れが生じ、また災害復旧、台風による災害復旧優先のために業者が現場に入れない時期が続いたこともあり、予定期間内の事業完了が見込めなくなったことから、今回の事業計画変更承認申請に至ったものでございます。以上で議案の朗読と説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 5 号 3 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 5 号 3 番は原案のとおり可決されました。 (10 番 渡邊委員着席)
議長	次に議案第 6 号「現況証明について」を議題といたします。議案第 6 号 1 番、2 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 6 号 1 番、2 番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
6 番	6 番説明いたします。これらの案件は、本来地区担当委員は大野委員でございしますが、総会に欠席されるということでしたので、代わりに私が現地を確認いたしましたので説明させていただきます。これらの案件は地目変更登記を目的に証明を求めるものであり、今月 21 日に高橋委員、白木委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 6 号 1 番、2 番について原案

	のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 6 号 1 番、2 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に協議第 1 号「幕別町に対する要請について」を議題といたします。事務局から説明いたします。
事務局	【協議第 1 号について、議案書をもとに朗読】 本件は、幕別町農業委員会法第 38 条に基づく、町に対する意見の提出を行うに当たり、農業委員会規則第 11 条により要請内容等の協議検討を行う事を農政部会に付託する事について協議をお願いするものです。農政部会において検討いたします要請内容につきましては、2 番に記載の 6 項目を予定しております。農政部会で協議後、来月の第 29 回総会において決定されましたら、12 月上旬に町に対し「意見書」を提出する予定となっております。以上で内容の説明を終わりますのでよろしくご審議賜りますようお願いいたします。
議長	提案理由の説明が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。協議第 1 号について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって協議第 1 号は原案のとおり可決されました。
議長	議案は以上であります。 これをもちまして、第 28 回農業委員会総会を閉会いたします。
事務局	ご起立願います。ご苦勞様でした。